

コンプライアンス 至上の時代

行政書士 林 英男氏



■2■

物流は廃棄物 処理法が対象

わが国の環境関連法規の中の「幹」となる、環境政策の理念を定めるものとして「環境基本法」と、循環型社会形成の基本原則と国、地方公共団体、事業者、国民の責任を明記した「循環型社会形成推進基本法」がある。

さらに、理念を実現するために、定められた規制の大枠を定める「枝」として、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進するための「資源有効利用促進法」と、廃棄物の適正処理を促すための「廃棄物処理法」(正式名称は廃棄物の処理及び清掃に関する法律)がある。そして、それらを実現すべく具体策「葉」となる、

環境負荷を与える可能性のある産業や国などに対して、産業界リサイクル法およびグリーン購入法が定められている。

産廃物かは価値の有無で決定

時代により変わる定義

ただし、時代の移り変わりとともに、同一の物であっても「価値のないもの」が将来は「価値のあるもの」へ、またその逆の変化もあるため、判断を難しくしている。

事業活動の副産物が、商品なのか、廃棄物なのかは、有償譲渡などの取引双方の意思は決定的な要素とはならず、客観的に見て当該取引に経済的合理性があり、かつ製品としての市場性が認められるかなどの総合的判断によってなされる。

砕いて言うと、廃棄物の定義は、社会通念上の価値観でみた「価値のないもの」ということになる(土砂・海産物は除く)。

象。

廃棄物処理法制定前に施行されていた「清掃法」は伝染病予防など公衆衛生対策が主眼だった。新しく制定された廃棄物処理法は世論の環境意識の高まりから、生活環境、自然環境の保全を目指す法律として目的の範囲が広がられた。

間違いが多い 廃棄物の定義

廃棄物処理法上の廃棄物の定義は、非常に分かりにくく、間違った認識をしてしまう事業者が多い。

一度廃棄物として認定されたものは、処理や管理に対して厳しい法律の規制が課されるため、「廃棄物でなく有価物の取引となるよう表面的に金銭授受を取り繕うことで廃棄物認定を逃れる」業者が多く、と考えている事業者が多く、相談を受けることもあるが、それは間違いだ。

廃棄物であるのか、それともそうでないのかの認定は、環境省指針に「その物の性状、排出状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思を総合的に勘案して判断する」と記載されている。

トラック業界に直接影響がある、産業廃棄物収集運搬業は、廃棄物処理法が規制の対

問い合わせ先は林行政書士事務所まで。電話086(273)8844。